

高崎経済大学まちなか教育活動センター運営委員会規程

平成25年度

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学（以下「本学」という。）に設置する高崎まちなか教育活動センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学が特定非営利活動法人高崎まちなか教育活動センターあすなろ（以下「NPO法人」という。）に委託して行う高崎まちなか教育活動センター（以下「センター」という。）の運営を適正かつ円滑に行うことを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの運営に関する基本的方針の決定
- (2) NPO法人の会員学生への指導・助言
- (3) NPO法人の毎年度の事業計画に関する助言
- (4) NPO法人への運営指示書に関する事項
- (5) NPO法人から提出された業務計画表等の審査
- (6) NPO法人の業務の処理状況についての調査及び事務処理に関する指示
- (7) NPO法人の毎年度の事業報告の評価
- (8) NPO法人の決算の審査
- (9) その他センターの運営に関して必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学長が指名する教員 2人
- (3) 事務局長
- (4) 事務局長が指名する事務職員 2人

2 前項第2号及び第4号に定める委員の任命は学長が行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び招集)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、第4条第1項第1号に規定する副学長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、第4条第1項第2号及び第3号に規定する委員の中から、予め委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、議長があらかじめ定めるもののほか、3分の1以上の委員からの申し出によることができる。

3 会議の議事において、表決により決することが必要な場合、議長を除く他の出席委員の過半数により決するものとする。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 前条に定める者のほか、議長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

2 前項に定める者は、会議において表決に加わることはできない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、第4条第1項第1号に規定する副学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則(平成23年度規程第24号)第2条第3項に定める事務職員により構成された事務局において処理する。

2 前項に定める事務局の構成員は、事務局長が別に指名する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附 則（平成28年4月13日第3号）

この改正は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月2日第29号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。